

令和５年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府沖縄振興局（調査金融担当））

項 目 名		新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長		
税 目		印紙税（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項、同法施行令第8条第1項第3号・第4号、第2項第2号・5号）		
要 望 の 内 容		【沖縄振興開発金融公庫に係る措置】		
		(措置対象) 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等		
		(措置内容) 沖縄振興開発金融公庫が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額	-	百万円
		(制度自体の減収額)	(-	百万円)
		(改正増減収額)	(-	百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必		(1) 政策目的 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、沖縄振興開発金融公庫が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援する。		
		(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症によりその影響を受けた中小企業者等を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の状況にあわせて、資金需要に適切に応えていく必要がある。		
今 回 の 要 望 (租	合 理 性	政 策 体 系 における 政策目的の 位置 付 け	政策9. 沖縄政策 施策9. 沖縄振興に関する施策の推進	
		政 策 の 達成目標		

		租税特別措置の適用又は延長期間	新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、特別貸付等が延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
		同上の期間中の達成目標	沖縄振興開発金融公庫が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等への資金繰りを支援する。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和3年度予算において、下記の通り措置している。 ・沖縄振興開発金融公庫出資金：106,140,000千円※ ※令和2年度からの繰越による
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置等に基づいて、沖縄振興開発金融公庫が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。
		要望の措置の妥当性	当該措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		当該措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で令和3年1月末を期限として実施された。 令和3年度税制改正においては、令和3年1月末となっていた期限を令和4年3月末まで延長すること要望し、要望どおり延長された。 令和4年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和5年3月末まで延長された。